平成２７年（フ）第５８８号
埼玉県川口市戸塚東２丁目26番２号メイプルハイツ201
債務者　菅原　祐美
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６００号
さいたま市見沼区大字南中野500番地３、前住所埼玉県春日部市米島844番地４
債務者　横山　貴子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２９４号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘２丁目2896番地緑ヶ丘サンハイツ１―105
債務者　榎本　寿明
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３１５号
埼玉県川越市中台３丁目１番地１　田園ハイツ１―210号室
債務者　坂本さとみ
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１２８号
埼玉県行田市門井町３丁目20番地56　102
債務者　伊藤　理恵
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第６１号
千葉県山武郡九十九里町粟生2359番地157町営住宅粟生団地７号室
債務者　髙**楠**　進
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１３５号
静岡県伊東市川奈1255番地の85　オスカーマンション川奈103号
債務者　小松　幸子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１８号
京都府綾部市大島町内山田３番地の１　片岡貞男方、申立時の住所京都府綾部市八津合町竹原下14番地
債務者　片岡　恒子
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
徳島県三好市池田町松尾大申119番地、住民票上の住所徳島県三好市池田町イケミナミ1900番地５
債務者　西川　洋子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第３２号
徳島県三好市池田町シンヤマ3501番地３　池田新山団地Ａ―５号室
債務者　立**花**　舞（旧姓西島）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第１８号
岩手県九戸郡洋野町種市第45地割８番地
債務者　北沢　賢一
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第４０３号
仙台市青葉区小松島３丁目１番71号　カーサ長命坂203
債務者　井出　友希
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７８号
群馬県太田市大原町2079番地６
債務者　中村　保久
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第８０号
群馬県太田市台之郷町1294番地２
債務者　錦織　一美（旧姓北川・原島）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第７０号
長野県飯山市大字旭6221番地１
債務者　武田　龍徳
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８３号
長野市大字西長野209番地
債務者　倉嶋　**望**
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８４号
長野市松岡２丁目34番27―101号　パインヒルズ
債務者　羽生田章子
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係